



## データ復旧詳細記入欄 ②

## 5. パスワード設定

【設定している場合、パスワードの種類とパスワードをご記入ください】

- 設定している  
 設定していない  
 不明

## 6. 暗号化使用

【使用している場合、暗号化の詳細をご記入ください】

- 使用している      どの暗号化ソフトを使用していますか？     OSに依存     暗号化アプリケーション  
 使用していない      暗号化アプリケーション名：  
 不明                      暗号化パスワード：

## 7. パーティション分割

【分割している場合、パーティションの構成、どのパーティションに重要データがあるかをご記入ください】

- 分割している  
 分割していない  
 不明

## 8. RAID構成

【RAIDを構成していた場合、RAIDの構成情報をご記入ください】

- ハードウェアRAIDを構成       0       1       0+1       5       6       不明  
 ソフトウェアRAIDを構成       その他 (                      )  
 不明

## 9-1. 復旧ソフトの使用

- 使用した 復旧ソフト名称 (                      )  
 使用していない

## 9-2. 他のデータ復旧業者への依頼

- 依頼した データ復旧業者名 (                      )  
 依頼していない

## 10. その他の連絡事項

当社データ復旧サービス(以下、「本サービス」とします)をご利用いただくにあたっては、以下のデータ復旧サービス利用規約に同意いただくことが必要となります。初期診断サービスまたはデータ復旧サービスにお申し込みいただいた場合、以下の事項に同意したものとさせていただきます。

## データ復旧サービス利用規約

### 本サービスについて

本サービスは、お客様からお預かりした装置、メディア(以下、「障害メディア」とします)から削除、破損したデータを復旧し、お客様に納品するサービスです。

本サービスは、お客様から障害メディアをお預かりして初期診断を行い、診断結果および見積書をお出しする初期診断サービスと、ご注文後にデータの復旧を行い、お客様に納品するデータ復旧サービスを含みます。

なお、いずれのサービスも製造上の不具合の修理、製品設定の復旧および障害に至る原因等の調査・解析は含みません。また、障害メディアにインストールされたアプリケーションの復旧はいたしません。

### 初期診断サービスについて

当社は、障害メディアに対して初期診断を行い、復旧作業にかかる納期、料金を記載した見積書を診断結果とともにお客様にご連絡いたします。

お客様は、初期診断結果および見積書の受領後1ヶ月以内に書面または電子メールによりデータ復旧作業の注文を行うか、または注文を行わず当社所定のキャンセル申込書により本サービスをキャンセルするものとします。データ復旧作業注文後のキャンセルはできません。

なお、一部メディアについては初期診断料が発生する場合がございます。初期診断料の詳細は当社HPをご参照ください。

また、初期診断にあたり分解費、調査費等の費用が発生する場合がございます。この場合、当社は初期診断の実施前に当該費用の予定額をご連絡いたします。

### データ復旧サービスについて

お客様からご注文をいただいた場合、当社は障害メディアに対し、データ復旧作業を行います。復旧が完了した場合、復旧結果をお客様にご連絡いたします。

復旧したデータ(以下、「納品データ」とします)は障害メディアとは別のメディア(以下、「納品メディア」とします)に保存し、納品させていただきます。

### 納品物について

納品後、納品データに問題があることが発覚した場合、お客様は納品メディアの受領から10日以内にその旨を申し出るものとします。申し出があった場合、当社は問題の内容について調査し、必要に応じ再度データ復旧作業を行います。当該期間の経過後は、当社は調査、修補等の対応を行いません。

### 料金について

復旧作業完了後、当社は見積書記載の金額、初期診断料および初期診断にかかる費用をあわせて請求するものとし、お客様は請求書記載の金額を当社指定の方法でお支払いいただきます。

別途合意した場合を除き復旧料金は原則前払いとし、当社は、お客様による支払完了の確認後、納品メディアを納品します。

初期診断完了後にデータ復旧作業の注文を行わない場合、当社は発生した初期診断料、初期診断にかかる費用を請求し、お客様は請求書記載の金額をお支払いいただきます。

### 障害メディア・納品メディアの送料について

お客様から当社への障害メディアの発送にかかる送料はお客様のご負担とします。

データ復旧作業完了後の当社からお客様への納品メディアと障害メディアの発送にかかる送料は、当社が負担するものとします。

初期診断完了後にデータ復旧作業の注文を行わない場合、当社からお客様への障害メディアの返却にかかる送料は、お客様のご負担とします。なお、お客様に当社本社へお越しいただきお受け取りいただくことも可能です。

### 障害メディアおよび障害メディアに保存されたデータについて

お客様は、障害メディアおよび障害メディアに保存されたデータについて、以下の項目を保証するものとします。

- ・障害メディアおよび障害メディアに保存されたデータに関し、正当な所有権または所有者からの正当な代理権を有すること
- ・障害メディアに保存されたデータ内に、音楽、映画、書籍等の著作物が含まれる場合、それらの著作物の複製を当社に許諾することについて、正当な権利を有していること
- ・障害メディアに保存されたデータの取得および所持が適法であること
- ・障害メディアおよび障害メディアに保存されたデータに関し、第三者から何らの権利行使も行われておらず、何らかの請求が行われた場合でも、当社に一切の責任を負わせないこと
- ・障害メディアおよび障害メディアに保存されたデータに関し、犯罪を目的とするもの、犯罪行為により組成されたもの、その他犯罪に

関連するものが含まれていないこと

・障害メディアに保存されたデータに児童ポルノ等、当社が所持または保管することが違法となるものが含まれていないこと

当社は、お客様が上記の保証に違反した場合、または復旧を行うにあたり権利侵害・法令違反が発生するおそれがあると判断した場合、復旧作業をお断りする場合があります。

### メディアの処分について

障害メディアおよび納品メディアについて、宛先が不明、連絡が取れないなどの理由によりお客様にご返却できない状態が半年以上継続した場合、当社の判断でこれらを処分できるものとします。

### 秘密保持について

当社の役員および従業員はお客様から開示される秘密情報(お預かりした障害メディアに記録された可視的に再生できる全ての情報を含む)に関し、完全に守秘するものとします。ただし、以下の項目に該当する場合にはこの限りではありません。

- ・開示を受けた時点で既に公知または公用となっていた情報
- ・開示を受けた時点で当社が既に正当な手段により所有していたことを証明することができる情報
- ・開示を受けた後に当社の責によらず、公知または公用となった情報
- ・開示を受けた後に正当な権限を有する第三者から合法的に入手したことを証明することができる情報
- ・法令に基づき裁判所、行政機関等の要求により開示せざるを得ない情報

### お客様情報の保護

当社は、当社のプライバシーポリシー (<https://www.a-d.co.jp/info/privacy.html>) に基づき、お客様の個人情報の適切な管理に努めます。なお、当社は障害メディア内のデータの内容に個人情報が含まれている場合であっても、一切その内容に関知いたしません。

### 免責事項

お客様は本サービスを利用するにあたり、下記の事項について当社が責任を負わないことを承諾するものとします。

- ・当社は本サービスにあたり、障害メディアの分解等を含む作業を行います。これにより生じた障害メディアの汚損、破損等の損害について、一切責任を負いません。
- ・本サービスの提供により、障害メディアが受けることができたメーカーによる保証を受けられなくなる場合があります。

・当社は本サービスにおいて、障害メディア内のすべてのデータを回収し保存することを保証するものではありません。

・当社は、障害メディアの内部に含まれるデータの内容について一切の関与および保証をするものではありません。

・当社は、本サービスの利用によるデータの消滅、破損等の損害について、一切責任を負いません。

・当社は、本サービスに関する輸送(お客様と当社との間の輸送および当社社内拠点間での輸送を含みます)の過程で生じたいかなる損害に対しても、その責任を負いません。

### 損害賠償

当社は、本サービスを実施するにあたり、その責に帰すべき事由によりお客様に損害を発生させた場合、現実発生した通常の損害について賠償するものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスに基づく損害賠償額は、損害を発生させた本サービスに関しお客様が支払う対価相当額を超えないものとします。なお、お客様による、損害賠償請求は、初期診断の申込み日から1年以内に行うものとします。

### 反社会的勢力の排除

当社は、お客様が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団、その他団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人または法人その他団体、およびこれらと社会的に非難される関係を有すると認められるものをいう)に該当する場合、または反社会的勢力と密接な関係を有すると認められる場合、直ちに本サービスの提供を中止し、本サービスに関する契約を解除できるものとします。

### 準拠法および管轄

本規約および本サービスは日本法に準拠するものとします。

本規約および本サービスに関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。